

## まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分) に係る漁獲割当割合の設定基準の運用について

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）別紙2-15のまさば及びごまさば太平洋系群について、同別紙第5の1(2)④イのまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）に係る漁獲割当割合の設定基準に関しては、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）、基本方針及び大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）の定めによるほか、以下に定めるところによるものとする。

### 第1 趣旨

まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）に係る漁獲割当割合の設定基準について、その解釈を周知することにより、漁獲割当割合の円滑な設定を図ることとする。

### 第2 漁獲割当割合の設定基準について（基本方針別紙2-15第5の1(2)④イ関係）

- (1) 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合の漁獲割当割合の設定については、当該申請に係る船舶ごとに、基本方針別紙2-15第5の1(1)①の水域（以下「対象水域」という。）における漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前年度3月末日までの5年間（以下「基準期間」という。）のうち、各年の11月1日から翌年3月末日までの期間における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、当該申請者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、(2)のとおり行う。
- (2) 次の①及び②の値のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。
  - ① ア及びイを合計した割合（小数点第7位以下を切り捨て）
    - ア 15パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合
    - イ 85パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの対象水域における基準期間のまさば及びごまさば太平洋系群の平均漁獲実績（基準期間の各年の11月1日から翌年3月末日までの期間における漁獲実績（実績が0の場合を含む。）のうち、最大のものと最小のものを除いて合計した値を、3で除した値）に応じて按分することにより得た割合
  - ② 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

附 則

この実施要領は、令和3年●月●日から施行する。